

平成 2 8 年 1 2 月
平成 2 8 年 第 4 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 3 1 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	1
報告第 3 2 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	5
報告第 3 3 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	9
報告第 3 4 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	13
報告第 3 5 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	17
議案第 115 号	平成 2 8 年度栃木市一般会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 116 号	平成 2 8 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 117 号	平成 2 8 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 118 号	平成 2 8 年度栃木市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 119 号	平成 2 8 年度栃木市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 120 号	平成 2 8 年度栃木市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 121 号	平成 2 8 年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 122 号	平成 2 8 年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 123 号	栃木市創業支援中村由美子基金条例の制定について	21
議案第 124 号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	24
議案第 125 号	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第 126 号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の	

	特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第 127 号	栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 128 号	栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 129 号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第 130 号	栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	69
議案第 131 号	栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	72
議案第 132 号	栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第 133 号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	77
議案第 134 号	栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	82
議案第 135 号	財産の取得について	84
議案第 136 号	指定管理者の指定について（栃木市斎場）	85
議案第 137 号	指定管理者の指定について（栃木市大平児童館）	86
議案第 138 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	87

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年9月2日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年7月31日、栃木市大平町蔵井地内において発生した公園管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市箱森町地内居住者

2 損害賠償の額

113,249円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

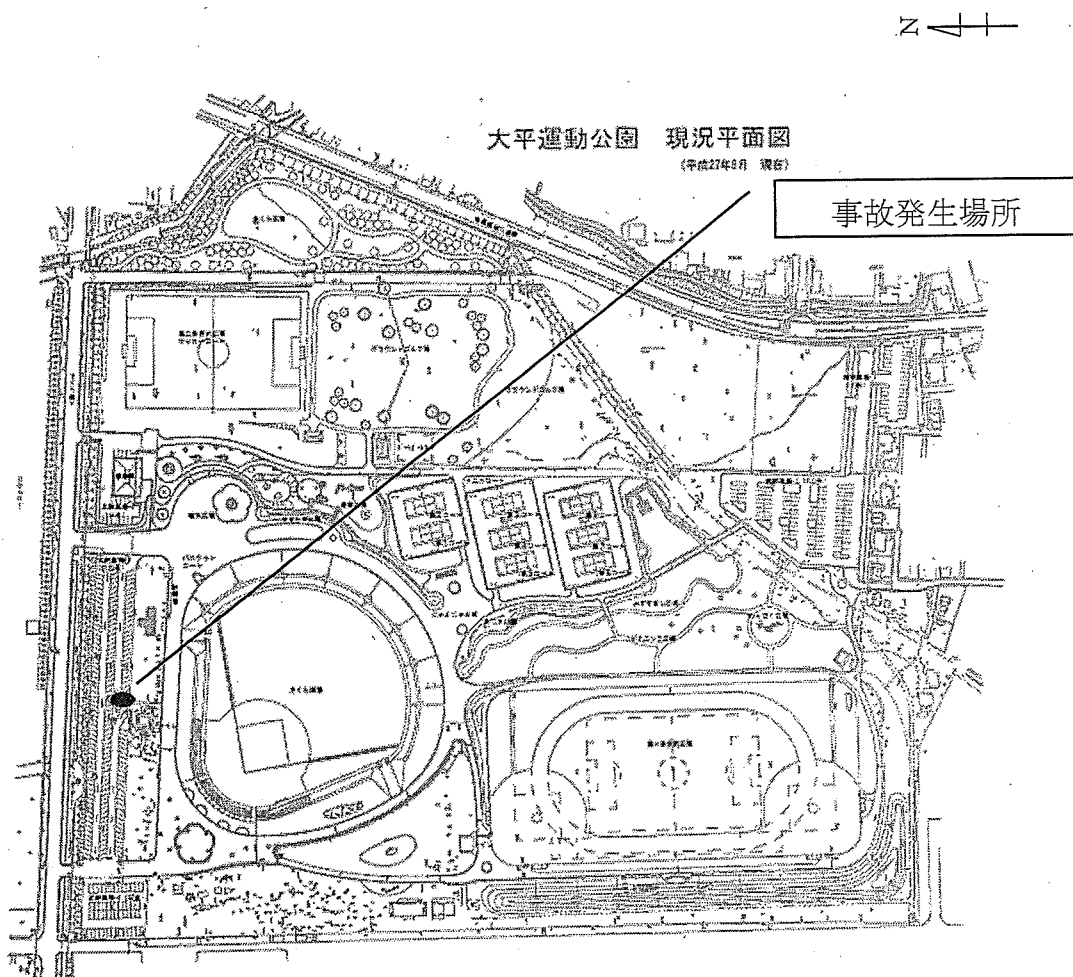
市長の専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

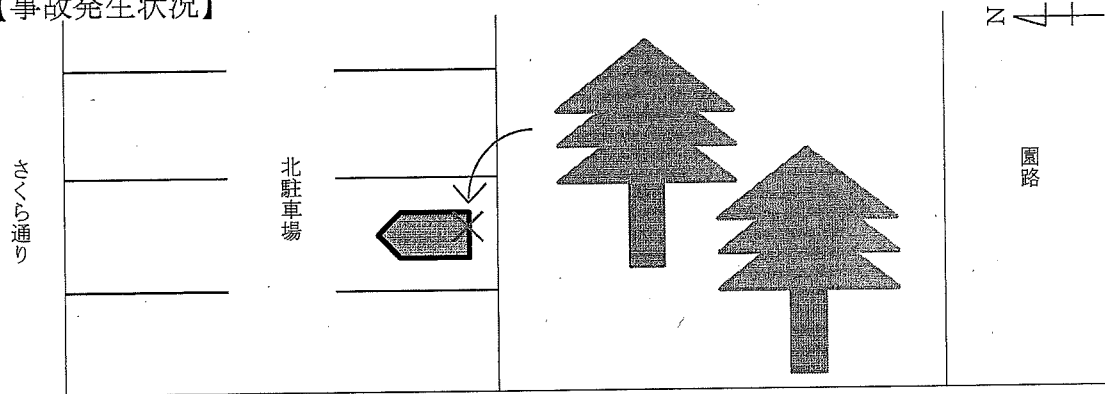
記

- 1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 以下略

【事故発生場所】



【事故発生状況】



公園施設を利用するため駐車した自家用車脇にある高さ15mのマツの木から長さ約3mの枝が風で落下、直撃し、その衝撃でリアガラスが破損した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年9月16日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年8月12日、栃木市平井町地内市道2065（209）号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市平井町地内居住者

2 損害賠償の額

51,720円

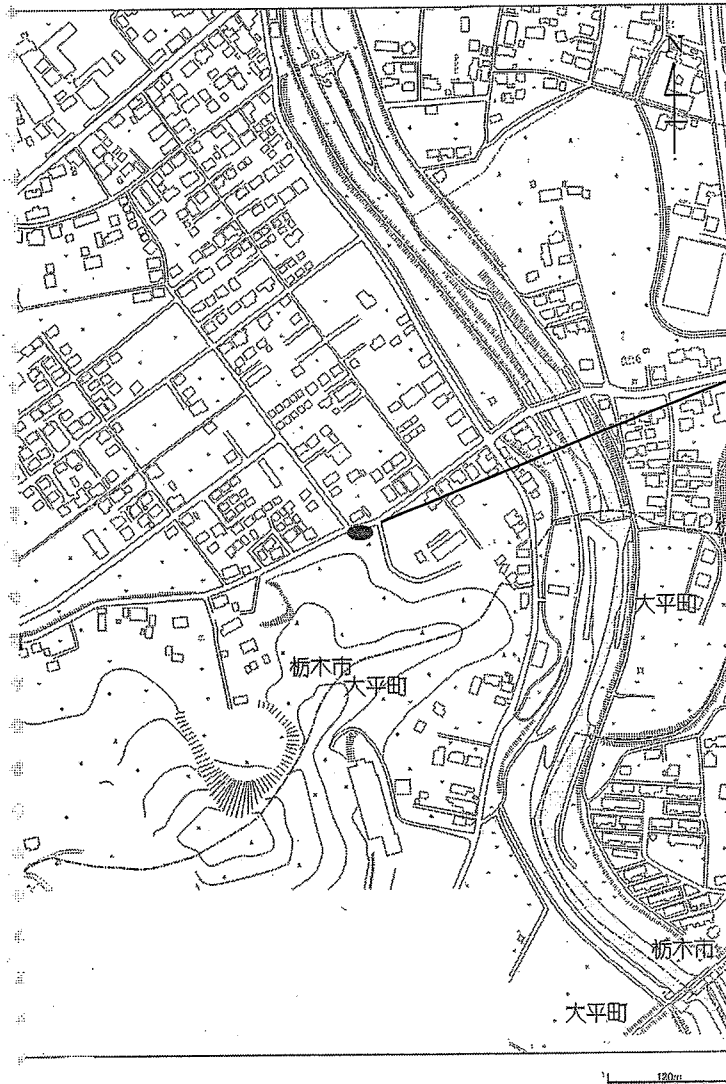
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

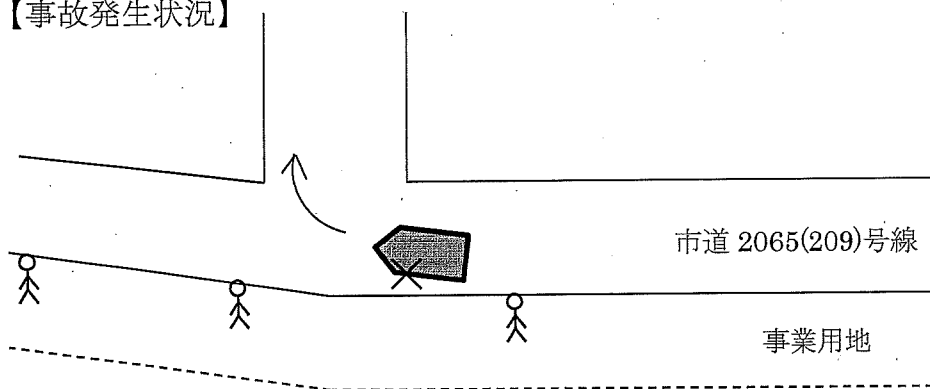
報告第31号と同じ。

【事故発生場所】



事故発生場所

【事故発生状況】



草刈作業中の脇を乗用車が通行した際、刈払機によりはねた石により助手席側の窓ガラスを破損した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年10月3日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年8月24日、栃木市高谷町地内市道1001（113）号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

宇都宮市内居住者

2 損害賠償の額

16,610円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

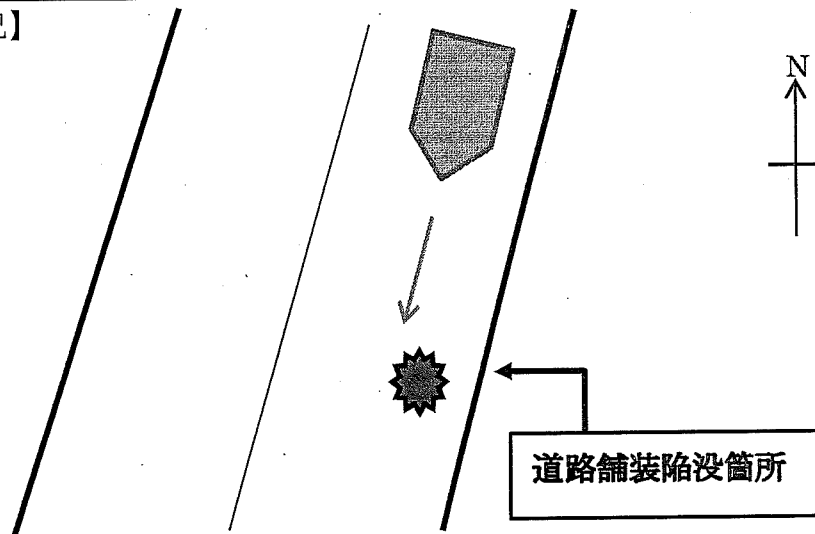
〔参照条文〕

報告第31号と同じ。

【事故発生場所】



【事故発生状況】



道路舗装の陥没により、通過した車両の左側前輪のホイールが損傷した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年10月17日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年9月11日、栃木市藤岡町富吉地内市道1068（F8）号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

小山市内居住者

2 損害賠償の額

10,820円

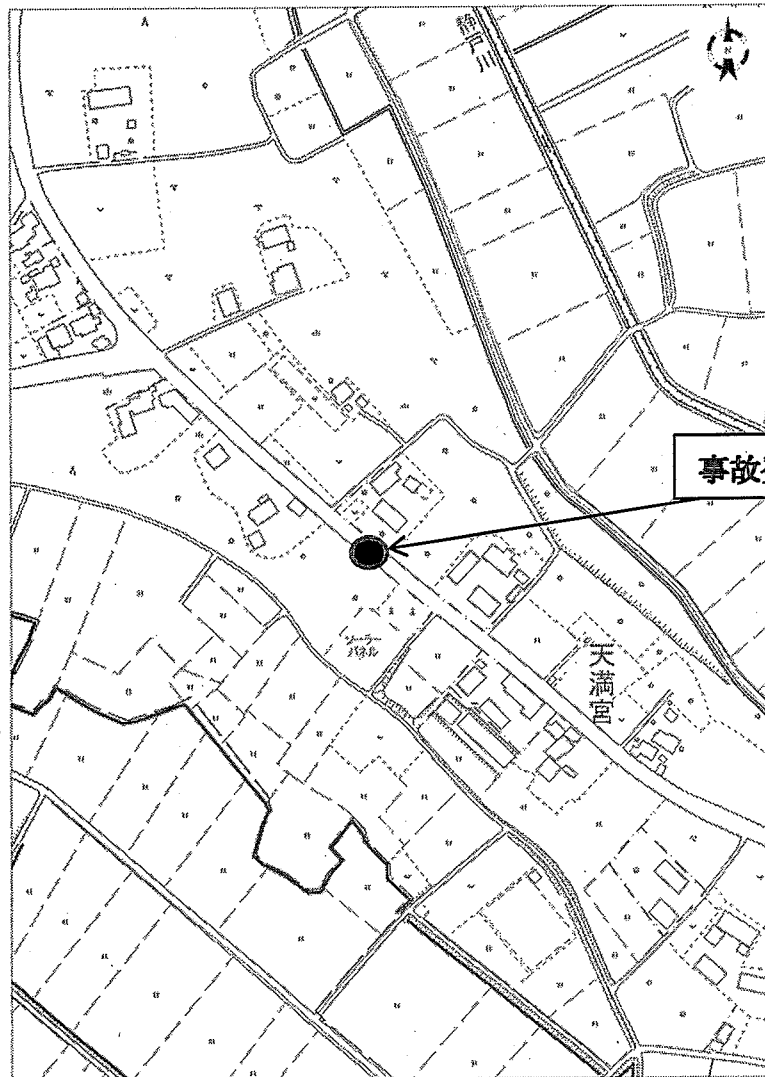
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

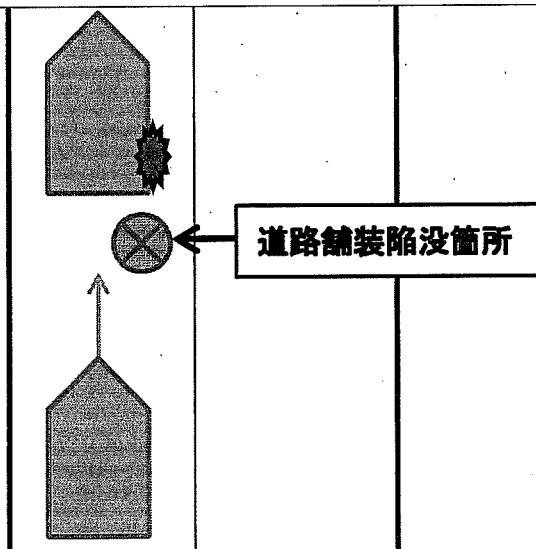
[参照条文]

報告第 31 号と同じ。

【事故発生場所】



【事故発生状況】



道路舗装の陥没により、通過した車両の右側後輪のタイヤが損傷した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年10月17日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年9月12日、栃木市藤岡町富吉地内市道1068（F8）号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

小山市内法人

2 損害賠償の額

61,740円

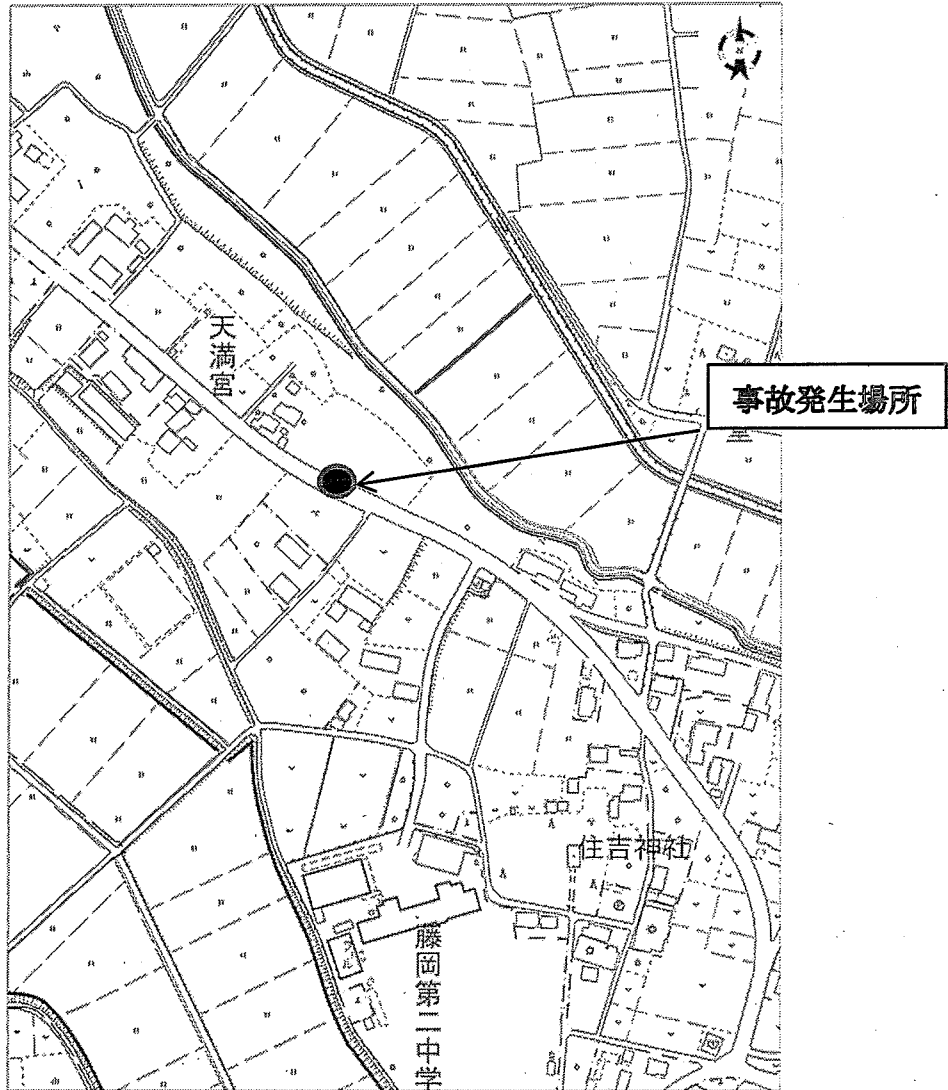
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

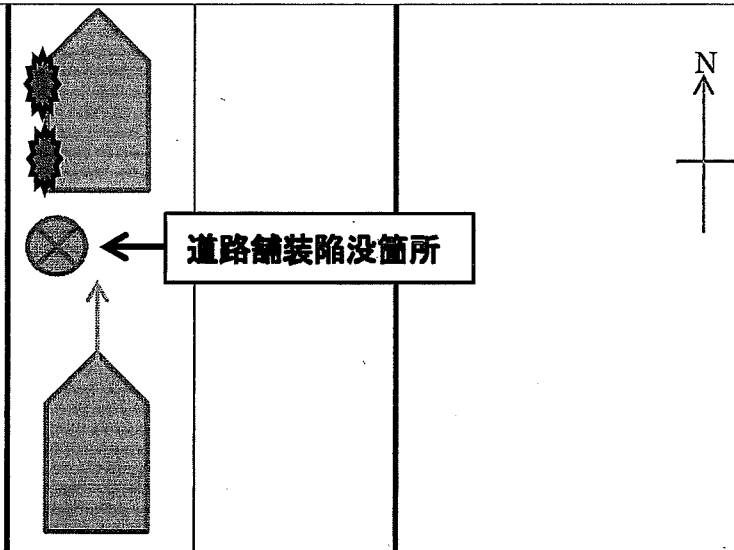
〔参照条文〕

報告第 31 号と同じ。

【事故発生場所】



【事故発生状況】



道路舗装の陥没により、通過した車両の左側前後輪のタイヤ及びホイールが損傷した。

栃木市創業支援中村由美子基金条例の制定について

栃木市創業支援中村由美子基金条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市創業支援中村由美子基金条例

(設置)

第1条 中村由美子氏の遺志を継いだ中村和男氏から寄附のあった財産を、
商工業における創業を支援するための事業に要する財源に充てるため、栃
木市創業支援中村由美子基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な
方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代え
ることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、
この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、
期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用す
ることができる。

(処分)

第6条 基金は、商工業における創業を支援するための事業に要する経費に
充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定するものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の
特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）
の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第17条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中
「60日」を「3月」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に
改める。

第17条の4第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号
中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「1
00分の100）」の次に「、12月に支給する場合には100分
の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」を加え、同項第
2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」
を、「100分の47.5）」の次に「、12月に支給する場合には
100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）」
を加える。

附則第33項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場
合においては」を、「100分の1.5）」の次に「、12月に支給する
場合においては100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分
の1.65）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する
場合においては」を、「100分の100）」の次に「、12月に支給す

る場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	

43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					
96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					

	102		296,600	344,700					
	103		297,000	345,100					
	104		297,300	345,500					
	105		297,500	346,000					
	106		297,800	346,400					
	107		298,200	346,800					
	108		298,500	347,200					
	109		298,700	347,700					
	110		299,100	348,100					
	111		299,500	348,400					
	112		299,800	348,700					
	113		299,900	349,200					
	114		300,200						
	115		300,500						
	116		300,900						
	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700
19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	

20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000
21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700
22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300
23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700
24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200
25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500
26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900
27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400
28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000
29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300
30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000
31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700
32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300
33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700
34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400
35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100
36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700
37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100
38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800
39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500
40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200
41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600
42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200
43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900
44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700	
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000	
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300	
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500	
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800	
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100	
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400	
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600	
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900	
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200	
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500	
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700	
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000	

79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700	
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000	
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200	
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400	
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700	
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000	
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200	
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400	
94	299,800	323,400	349,800	383,400			
95	300,900	324,800	351,300	384,000			
96	302,200	326,100	352,800	384,500			
97	303,300	327,300	354,100	384,900			
98	304,500	328,600	355,300	385,300			
99	305,700	329,900	356,400	385,900			
100	306,900	331,200	357,600	386,400			
101	308,100	332,600	358,700	386,800			
102	309,100	333,500	359,800	387,300			
103	310,200	334,600	360,900	387,900			
104	311,200	335,800	362,100	388,400			
105	312,000	336,900	363,300	388,700			
106	312,600	338,000	363,800	389,100			
107	313,200	339,000	364,400	389,600			
108	313,900	340,100	365,000	389,900			
109	314,400	341,300	365,600	390,200			
110	314,900	342,300	366,100	390,700			
111	315,400	343,300	366,600	391,200			
112	316,000	344,200	367,100	391,700			
113	316,800	345,100	367,500	392,000			
114	317,500	346,000	367,900	392,500			
115	318,200	347,000	368,500	393,000			
116	318,900	348,000	369,000	393,500			
117	319,500	349,000	369,400	393,800			
118	320,300	349,500	369,900	394,300			
119	321,000	350,100	370,500	394,800			
120	321,800	350,700	371,000	395,300			
121	322,400	351,000	371,100	395,700			
122	322,700	351,400	371,700	396,200			
123	323,200	351,900	372,200	396,600			
124	323,700	352,300	372,600	397,100			
125	324,000	352,700	373,100	397,500			
126		353,100	373,600				
127		353,600	374,100				
128		354,000	374,600				
129		354,400	374,900				
130		354,800	375,400				
131		355,200	375,900				
132		355,600	376,400				
133		355,800	376,700				
134		356,300	377,200				
135		356,700	377,600				
136		357,000	378,000				
137		357,300	378,300				

	138		357,700	378,800					
	139		358,200	379,300					
	140		358,700	379,800					
	141		359,000	380,100					
	142		359,500						
	143		360,000						
	144		360,500						
	145		360,800						
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 栃木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合にお

いては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第17条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給

する場合においては100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）」を「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）、12月に支給する場合においては100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）」を「100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）」に改める。

附則第33項中「、6月に支給する場合においては100分の1.2（特定幹部職員にあつては、100分の1.5）、12月に支給する場合には100分の1.35（特定幹部職員にあつては、100分の1.65）」を「100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）」に、「、6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）、12月に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）」を「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の157.5」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とを加える。

別表第1中

371,000円	を	372,000円	に改める。
419,000円		420,000円	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料 月額	146,100 円	191,700 円	227,900 円	261,100 円	287,100 円	317,700 円	361,800 円	407,300 円

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の122.5とあるのは「100分の157.5と、「」を「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後

の任期付職員条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の栃木市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成26年栃木市条例第74号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7条の規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の栃木市職員の給与に関する条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につ

き8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者

を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市税条例等の一部を改正する条例

(栃木市税条例の一部改正)

第1条 栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中

「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書

(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第2.3項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出

期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づ

くもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に

限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第10項を同条第16項とし、同条第9項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第10条の2中第8項を第13項とし、第7項を第12項とし、第6項の次に次の5項を加える。

7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条

第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第16条第2項から第4項までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租

税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載が

ないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

第2条 栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成27年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、栃木市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、同項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、同項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11

項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、同項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中栃木市税条例第19条、第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに同条例附則第20条の2の改正規定及び同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に1条を加える改正規定並びに第2条中栃木市税条例等の一部を改正する条例附則第6条第7項の改正規定（「、新条例」を「、栃木市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」、「」を削る部分に限る。）並びに次条第1項、第4項及び第5項の規定

平成29年1月1日

- (2) 第1条中栃木市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定

平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）

第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第20条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25

年法律第226号。以下「新法」という。) 附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成2

9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「平成22年栃木市条例第55号」を「平成22年栃木市条例第64号」に改める。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)」

を付する。

附則第12項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第6項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の栃木市都市計画税条例(次項において「新条例」

という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第16項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第129号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「19万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.4」を「100分の8.2」に改める。

第4条中「100分の11.0」を「100分の5.0」に改める。

第5条中「27,000円」を「3万円」に改める。

第5条の2第1号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同条第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同条第3号中「18,000円」を「19,500円」に改める。

第6条中「100分の2.9」を「100分の3.0」に改める。

第7条中「100分の3.0」を「100分の1.5」に改める。

第7条の2中「9,000円」を「1万1,500円」に改める。

第7条の3第1号中「7,500円」を「9,000円」に改め、同条第2号中「3,750円」を「4,500円」に改め、同条第3号中「5,625円」を「6,750円」に改める。

第8条中「100分の1.6」を「100分の2.6」に改める。

第9条中「100分の3.0」を「100分の1.5」に改める。

第9条の2中「8,000円」を「1万2,000円」に改める。

第9条の3中「7,000円」を「9,000円」に改める。

第23条中「51万円」を「54万円」に、「16万円」を「19万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「18,900円」を「21,000円」に改め、同号イ(ア)中「16,800円」を「18,200円」に改め、同号イ(イ)中「8,400円」を「9,100円」に改め、同号イ(ウ)中「12,600円」を「13,650円」に改め、同号ウ中「6,300円」を「8,050円」に改め、同号エ(ア)中「5,250円」を「6,300円」に改め、同号エ(イ)中「2,625円」を「3,150円」に改め、同号エ(ウ)中「3,938円」を「4,725円」に改め、同号オ中「5,600円」を「8,400円」に改め、同号カ中「4,900円」を「6,300円」に改め、同条第2号ア中「13,500円」を「15,000円」に改め、同号イ(ア)中「12,000円」を「13,000円」に改め、同号イ(イ)中「6,000円」を「6,500円」に改め、同号イ(ウ)中「9,000円」を「9,750円」に改め、同号ウ中「4,500円」を「5,750円」に改め、同号エ(ア)中「3,750円」を「4,500円」に改め、同号エ(イ)中「1,875円」を「2,250円」に改め、同号エ(ウ)中「2,813円」を「3,375円」に改め、同号オ中「4,000円」を「6,000円」に改め、同号カ中「3,500円」を「4,500円」に改め、同条第3号ア中「5,400円」を「6,000円」に改め、同号イ(ア)中「4,800円」を「5,200円」に改め、同号イ(イ)中「2,400円」を「2,600円」に改め、同号イ(ウ)中「3,600円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「1,800円」を「2,300円」に改め、同号エ(ア)中「1,500円」を「1,800円」に改め、同号エ(イ)中「750円」を「900円」に改め、同号エ(ウ)中「1,125円」を「1,350円」に改

め、同号オ中「1, 600円」を「2, 400円」に改め、同号カ中「1, 400円」を「1, 800円」に改める。

第25条の2第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)」を「及び氏名」に改める。

附則第28項を附則第30項とし、附則第27項を附則第29項とし、附則第26項を附則第28項とし、附則第25項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

26 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適

用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

27 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第25条の2第2項の改正規定 公布の日

(2) 附則第 28 項を附則第 30 項とし、附則第 27 項を附則第 29 項とし、
附則第 26 項を附則第 28 項とし、附則第 25 項の次に 2 項を加える改
正規定、附則第 2 項の前の見出し及び附則第 3 項 平成 29 年 1 月 1 日
(適用区分)

- 2 改正後の栃木市国民健康保険税条例第 2 条から第 9 条の 3 まで及び第 2
3 条の規定は、平成 29 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用
し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によ
る。
- 3 改正後の栃木市国民健康保険税条例附則第 26 項及び第 27 項の規定は、
平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する
相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 14
4 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規
定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利
子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6
項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例
適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例（平成22年栃木市条例
第152号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とする。

第6条中「第4条」の次に「及び第5条」を加え、同条を第7条とし、第
5条を第6条とする。

第4条の見出しを「(償還払いによる助成)」に改め、同条中「市長は」の
次に「、県外の医療機関等での受診その他やむを得ない事由により」を、「助
成する」の次に「ことができる」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に
次の1条を加える。

(現物給付による助成)

第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、医療機関等に対
し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関
等の請求に基づき支払うものとする。ただし、医療機関等が助成対象者か
ら一部負担金等の支払を受けている場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条
例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受け

た保険給付に係る助成について適用し、施行日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

介護認定調査員	月額	150,000円に、件数1件につき2,000円を加算して得た額
---------	----	---------------------------------

を

介護認定調査員	月額	160,000円に、件数1件につき、1件から40件までは2,000円を、41件からは3,000円を加算して得た額
---------	----	--

に、

主任介護支援専門員、介護支援専門員	月額	240,000 //
社会福祉士	月額	240,000 //

を

主任介護支援専門員、介護支援専門員	月額	340,000 //
社会福祉士	//	340,000 //
認知症初期集中支援専門医	日額	30,000 //
認知症初期集中支援専門員	月額	245,000 //
子育て世代包括支援センター専門員	//	340,000 //
嘱託保育士	//	280,000 //

に

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定す
るものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例

栃木市営有料観光駐車場条例（平成22年栃木市条例第174号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第15条関係）

自動車の種類	金額
普通自動車	最初の30分までを100円とし、以後30分（30分未満の端数時間は30分とする。）ごとに100円を加算した額
中型自動車 大型自動車	1回につき、1,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栃木市営有料観光駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成23年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号級	給料月額（円）
1	155,200
2	156,700
3	158,200
4	159,700
5	161,400
6	163,300
7	165,100
8	166,900
9	168,700
10	170,800
11	172,800
12	174,800
13	176,800
14	179,000
15	181,200
16	183,400
17	185,700
18	188,300

19	190,800
20	193,300
21	195,800
22	197,500
23	199,200
24	200,900
25	202,400
26	204,000
27	205,600
28	207,100
29	208,800
30	210,500
31	212,200
32	213,900
33	215,400
34	217,100
35	218,800
36	220,500
37	222,000
38	223,700
39	225,400
40	227,100
41	228,700
42	230,400
43	232,000
44	233,600
45	235,300
46	236,800
47	238,200
48	239,600
49	241,000
50	242,400

51	243,900
52	245,100
53	246,200
54	247,600
55	248,800
56	250,000
57	251,200
58	252,400
59	253,500
60	254,700
61	256,100
62	257,300
63	258,500
64	259,400
65	260,400
66	261,800
67	263,200
68	264,700
69	266,300
70	267,800
71	269,300
72	270,700
73	271,800
74	273,000
75	274,300
76	275,500
77	276,900

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年栃木市条例第78号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第4項又は第5項の規定に基づいて支給された給料を含む。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第4項又は第5項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（教育委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成22年栃木市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 団員のうち機能別消防団員（規則で定める特定の消防活動に限って従事する消防団員をいう。以下同じ。）は、前項各号に掲げる資格のほか、消防団員又は消防吏員の経験を5年以上有する者のうちから任命する。

第12条第1項中「67,000円」の次に「（機能別消防団員にあっては10,000円）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

財産の取得について

栃木市立東陽中学校敷地拡張整備事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 財産の表示

種別	地目等	面積	所在地
土地	田及び畑	16,387.07㎡	栃木市大宮町 字北古洞1168番地 他18筆

- 2 取得の方法 随意契約による買入れ
- 3 取得予定価格 46,579,403円
- 4 取得相手 栃木市大宮町地内居住者 他11名

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市斎場

2 指定管理者に指定する団体

所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

名称 宮本工業所・五輪グループ

代表者 株式会社宮本工業所

代表取締役 宮本 芳樹

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平児童館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市岩舟町静和1151番地4

名称 学校法人しずわでら学園

代表者 理事長 市村 正弘

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年12月2日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市川原田町862番地1

氏 名 小野 薫子

生年月日 昭和33年7月7日